

平成 28 年 6 月 29 日

建設業労働災害防止協会御中

厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
(公社) 全日本トラック協会

リーフレットの周知のお願い  
～荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの労働時間のルールを～  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにつながっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」がありますが、それを知らなかつたという荷主企業の声も聞かれます。また、荷主の指示等を背景に、この告示に違反する過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度もあまり高くないのが実情です。トラックドライバーの長時間労働の改善を行うには、荷主の皆様の協力が不可欠であり、その前提として、荷主の皆様にトラック運送に係る法令等の理解を深めていただくことが肝要です。

このため、厚生労働省及び国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを作成いたしました。

より多くの荷主の皆様に周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただく次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配意をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

# 荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



## ● 労働時間のルール「改善基準告示」 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内)</li> <li>・1か月293時間以内</li> </ul>
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2日平均で、1日あたり9時間以内</li> <li>・2週間平均で、1週間あたり44時間以内</li> </ul>
連続運転時間	・4時間以内

詳しくは厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると  
荷主名が公表されます



## ● 荷主勧告制度の概要

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

### 違反行為

荷主からの  
労働時間等の  
ルールを無視した  
指示・強要  
過労運転防止違反  
最高速度違反  
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が  
認められる場合

### 荷主勧告

荷主名及び  
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第64条)

### 勧告

貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が○○違反をし  
ていた事実があり、当○○運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社  
の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、  
当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。

#### 違反事実

- 違反内容 ① (過労運転防止違反、過積載運行、最高速度違反 等の別)
- ② 違反事業者名 株式会社○○○○
- ③ 違反日時 平成○○年○○月○○日
- ④ 損害品 ○○○○

なお、当運輸局は、上記事案について、平成○○年○○月○○日付で○○違反を行  
った事業者の車両を使用停止(○台・○○日間)する行政処分を行ったところである。

については、今般、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、貴社に対して、貨物自動  
車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発  
防止を図るために、次の措置をとるべきことを勧告する。

(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)

なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。  
(問い合わせ先 ○○運輸局自動車交通部○○ ○○○○ 電話 ○○-○○○○)

平成○○年○○月○○日 (○○第 号)

○○○株式会社 御申

○○運輸局長 印

**荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。**

**① 非合理的な到着時間の設定**



**② 手待ち時間の恒常的な発生**



**③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定**



**④ 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼**



**過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。**

